

＜勤務条件＞子育てサポートセンター心理判定員（フルタイム会計年度任用職員）

募集職種	心理判定員（フルタイム会計年度任用職員）
任用区分	地方公務員法第22条の2第1項第2号に基づき任用される非常勤職員
任用期間	令和7年5月1日（木）から令和8年3月31日（火）
勤務時間	午前8時30分 から 午後5時15分 （休憩時間 正午 から 午後1時） ※業務において必要がある場合、時間外勤務が発生する場合があります。
勤務日数	週5日（月曜日から金曜日）勤務
勤務場所	子育てサポートセンター：内郷高坂町四方木田191 市総合保健福祉センター3階
休日	週休日：土曜日及び日曜日 休日：国民の祝日及び年末年始（12月29日から31日、1月2日及び3日）
給与	月額 230,300 円
手当等	条例等の定めるところにより、時間外勤務手当、通勤手当、期末手当等が支給されます。
休暇	年次有給休暇は、最大で18日間付与します。 夏季休暇などの特別休暇あり
社会保険	加入となります。 （健康保険及び厚生年金保険）
雇用保険	加入となります。
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度が適用されます。
その他	(1) 給与等支給日は毎月21日（実績に応じて支給する手当等は翌月21日） (2) 地方公務員法の適用 服務にあたり、地方公務員法第30条から第38条の規定が適用されます。 (3) 懲戒処分 地方公務員法第29条の各号に該当する行為をした場合、懲戒処分として戒告、減給、停職または免職の処分を受けます。 (4) 育児休暇者に係る代替として雇用するため、任用期間は任用事由が消滅する日（本務者の復帰等）までとなり、任用事由消滅により任用期間が短縮となる場合があります。 (5) 任用後1月間は条件付採用期間となります。ただし、任用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、勤務日数が15日に達するまで延長されます。 (6) 任用期間の勤務実績に基づく能力の実証などにより、再度の任用を行う場合があります。 (7) 給与等について、月途中からの任用又は月途中で退職となる場合、当該月は勤務日数による日割りによって計算された額が支給されます。